

質 疑 回 答 書

業務番号	契約件名	令和5年度クリーンヒル宝満で使用する電気の調達	回答日時
No	質 疑	回 答	
1	施設の現在の電力供給会社及び計量日を教えてください。	現在の電力供給会社は九州電力株式会社、計量は契約書(案)第9条のとおり毎月末の24時です。	
2	計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となります。以上、ご了承いただけますでしょうか。	計量日は毎月末の24時（1日0時）であるため、該当しません。	
3	施設について、自動検針装置はついていますか。	ついています。	
4	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力（kW）を教えてください。また、使用予定期間を教えてください。	仕様書のとおりです。	
5	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか（力率割引を考慮する）	仕様書のとおりです。	
6	内訳書・予定使用電力量の表を電子データ（エクセル）で頂く事は可能ですか。また、エクセルデータをいただく事が不可能な場合、内訳書は任意様式でも問題ないでしょうか。	掲載している入札金額計算書（エクセル）に予定使用量が記載されています。内訳書はこの入札金額計算書を使用するように入札説明書で指定しています。	
7	入札書に記載する日付は作成日でしょうか。	入札説明書のとおりです。	
8	2023年4月より、弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行予定です。（3月分電気料金請求書、4/15到着分より）お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認いただくこととなりますが、問題ありませんでしょうか（Webからダウンロード可能）	了承します。電子請求書記載内容については協議を要します。	
9	ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様い対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。	
10	弊社の請求書は、原則、翌月10日迄にWebサイト上で開示、請求書受領後30日以内（翌々月15日迄）に振込となります。なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。（紙での請求書原本の到着はございません。）	契約書(案)11条3のとおりです。メール等で請求に関する通知があったときは、請求があったとみなします。	

11	<p>供給契約開始日の直近6ヶ月間において建替・増築にかかる移転はございますか。また、使用開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事のご予定はありますでしょうか。</p> <p>※直近6ヶ月 23年4月供給開始場合 → 対象22年10月～23年3月 また、契約開始後に発生しました工事の予定に関しましては工事予定日2ヶ月前までに弊社と協議を行っていただく事をご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>直近6ヶ月の建替・増築はありません。 供給期間開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事の予定はありません。 工事予定日2ヶ月前までの協議は、緊急の場合及び工事業者の都合により日程の決定が直前になるなど2ヶ月前までの協議が困難な場合を除き、了承します。</p>
12	<p>開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。 あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能ですでしょうか。</p>	<p>開札結果はホームページで入札額を公表しています。 入札参加者にのみ、開札日に電話で連絡します。</p>
13	<p>応札から供給開始までの間に当該エリアを管轄する電力会社の料金改定および約款などの変更があった場合に応札額について協議を行うことは可能ですでしょうか。</p>	<p>協議可能です。</p>
14	<p>入札の仕様書および契約書にて当該エリアを管轄する電力会社の燃料費調整単価算出式を適用されている方が対象の質問となりますが、応札から供給開始までの間に当該エリアを管轄する電力会社の燃料費調整単価算出式が変更され、当該変更に伴い従量料金の変更または他の項目が新たに設けられる場合、応札額の変更協議に応じていただくことができますでしょうか。</p>	<p>協議可能です。</p>
15	<p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか（500kW以上の協議制契約の場合） また、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なる事になるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承下さい。</p>	<p>契約電力の変更希望及び予定はありません。</p>
16	<p>契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>
17	<p>契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と2021年11月～2022年10月の1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例： 契約電力：〇〇kW 実績：2022年月 〇〇kW</p>	<p>契約電力：1,500kW 実績：2022年8月 1,264kW</p>
18	<p>協議制（契約電力500kW以上のご契約）でのご契約につきまして、契約期間内にご契約電力（kW）の超過が見られた場合、弊社約款に従い協議上、契約電力をその最大値へ変更させていただき対応をさせていただきます。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>最大値への変更は了承します。</p>

19	<p>入札保証金及び契約保証金の免除について、契約履行証明書等の提出書類をご教示願います。</p>	<p>入札参加申込時点で提出いただいている実績調書になります。</p>
20	<p>電気利用者の利益保護の観点から、応札させていただく施設の30分値のご提供をお願いいたします。 事前入札参加申請書類提出時に「30分値データ取得についての同意書」を同封させていただきますのでご捺印・ご提出の程、宜しくをお願いいたします。 該当書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の提供をいただくことが可能となります。 なお、応札前に頂戴できましたらより精度の高い試算が可能となり、応札額に反映することが可能となりますが施設の秘匿性の観点から落札後のご提供でも問題ございません。</p>	<p>了承します。</p>